

国土建推第26号
平成25年11月18日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法
及び建設業法の遵守について

平成26年4月1日からの消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）の引上げに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が制定され、平成25年10月1日に施行されたところである。

消費税転嫁対策特別措置法においては、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置等が講じられており、建設工事の請負契約等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるためには、元請負人及び下請負人のそれぞれが消費税転嫁対策特別措置法を遵守する必要がある。

また、消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合であっても、消費税率の引き上げに際して、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払が行われるためには、建設業法を遵守する必要がある。

建設工事の請負契約等において問題となることが懸念される消費税の転嫁拒否等の行為の考え方については、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」（平成25年9月10日公正取引委員会。以下「消費税転嫁拒否等ガイドライン」という。）が公表されており、また、建設工事の請負契約に関する法令遵守についても、「建設業法令遵守ガイドライン（再改訂）－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」（平成24年7月国土交通省土地・建設産業局建設業課）において、どのような行為が建設業法に違反するかについて示しているとおりでである（別添1参照）。

については、今般の消費税率引上げに際し、消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守を図るため、上記の趣旨及び内容を十分理解するとともに、貴団体傘下の建設業者に対し、指導方願います。

なお、消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談を受け付ける政府共通の窓口として「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されているとともに、国土交通省においても、消費税の転嫁拒否等の行為について、適切な対応を求められていることから、各地方整備局等の「駆け込みホットライン」や地方公共団体に相談窓口を設置しているので、その活用について併せて周知されたい（別添2参照）。

さらに、別添3、4及び5のとおり経済産業省、公正取引委員会、消費者庁及び国土交通省土地・建設産業局不動産課長より関係団体に対して通知されているので参考に通知する。

消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法
及び建設業法の遵守に関する留意事項

1 消費税転嫁対策特別措置法第3条において禁止されている消費税の転嫁拒否等の行為について

建設工事の注文者が、消費税転嫁対策特別措置法第2条第1項に規定する「特定事業者」に該当し、かつ、請負人等（資材業者や警備業者を含む。以下同じ。）が、同条第2項に規定する「特定供給事業者」に該当する場合、当該注文者が、同法第3条に規定する「減額」「買いたたき」「商品購入、役務利用又は利益提供の要請」「本体価格での交渉の拒否」「報復行為」を行うことを消費税の転嫁を拒む行為として禁じているが、建設工事の請負契約等において、「消費税転嫁拒否等ガイドライン」に照らして問題となるのは、例えば、以下のような場合である。

(1) 減額（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段）

- 契約済みの請負金額（消費税を含めた金額。以下同じ。）から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合
- 既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき請負金額から減じる場合
- 本体価格に消費税額分を上乗せした額を請負金額とする旨契約したにもかかわらず、支払の際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を請負金額から減じる場合
- リベートを増額する又は新たに提供するように要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を請負金額から減じる場合
- 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を請負金額から一方的に切り捨てて支払う場合

(2) 買いたたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）

- 請負金額を一律に一定比率で引下げて、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
- 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
- 安価受注を実施することを理由に、大量発注などによる請負人等のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、請負人等に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
- 免税事業者である請負人等に対し、免税事業者であることを理由に、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合（注）
- 消費税率が2段階で引上げられることから、2回目の引上げ時に消費税率引上げ分を全てを受け入れることとし、1回目の引上げ時においては、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上

乗せした額よりも低い請負金額を定める場合

- 工事内容を減らし、請負金額を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その請負金額の額が工事内容を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

(注) 免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払において、消費税額分を負担している点に留意する必要がある。

(3) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請（消費税転嫁対策特別措置法第3条第2号）

【商品の購入、役務の利用要請】

- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、請負人等にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、本体価格の引下げに応じなかった請負人等に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
- 自社の指定する商品を購入しなければ、消費税率引上げに伴う請負金額の引上げに当たって不利な取扱いをする旨示唆する場合

【利益提供の要請】

- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税の転嫁の程度に応じて、請負人等ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合
 - 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、通常必要となる費用を負担することなく、請負人等に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
 - 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税率の引上げに伴う価格改定や、外税方式への価格表示変更等に係る値札付け替え等のために、請負人等に対し、従業員等の派遣を要請する場合
 - 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、請負人等に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合
 - 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、特許権等の知的財産権、その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合
- (4) 本体価格での交渉拒否（消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号）
- 請負金額に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の請負人等からの申出を明示的に拒む場合
 - 請負人等が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書を再度提出させる場合
 - 注文者が、本体価格と消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせる場合
- (5) 報復行為（消費税転嫁対策特別措置法第3条第4号）

○ 請負人等が、「駆け込みホットライン」等に消費税の転嫁拒否の事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱をする場合

2 消費税転嫁対策特別措置法第8条において禁止されている消費税の転嫁を阻害する表示について

「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」（平成25年9月10日、消費者庁）を参考とされたい。

3 建設業法上の問題について

消費税率の引上げの際して、建設業法上問題となるのは、例えば、次のような場合である。

なお、消費税税率の引上げの際に行われる「指値」「赤伝」「不当な使用資材等の購入強制」は、上記1（1）～（3）に該当するので留意されたい。

（1）見積条件の提示（建設業法第20条第3項）

本体価格の交渉には応じるが、不明確な工事内容の提示をしたり、適正な見積期間を確保しない場合

（2）書面による契約締結（建設業法第18条、第19条第1項）

請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れることを合意したが、書面による契約を行わなかった場合

（3）やり直し工事（建設業法第18条、第19条第2項）

請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、変更契約をせずに、やり直し工事を行わせ、消費税率引上げ分の全部又は一部に相当する費用負担を強要する場合

（4）工期（建設業法第19条第2項）

請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、工期の短縮や変更を強要する場合

（5）支払保留（建設業法第24条の3、第24条の5）

請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、支払を保留する場合

（6）長期手形（建設業法第24条の5第3項）

請負代金の額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付する場合

【参考 URL】

- ・ 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成25年9月10日公正取引委員会）

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h25/sep/tenkaGLkouhyou.html>

- ・ 建設業法令遵守ガイドライン（再改訂）一元請負人と下請負人の関係に係る留意点－（平成24年7月国土交通省土地・建設産業局建設業課）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

建設産業における転嫁対策について

(別添2)

建設産業における転嫁対策について

具体的な転嫁対策の取り組みとしては、

①消費税の円滑かつ適正な転嫁について各方面(※)への周知徹底

※建設業団体への説明会実施

②相談窓口の設置(政府全体、国交省建設業所管部局) ※下記参照

③政府全体で実施する書面調査並びに元請企業・下請企業間の取引実態調査等を通じた転嫁状況の実態把握

④建設業法令遵守推進本部による建設企業への立入検査・指導等徹底

などについて、これまで培ってきた調査指導の体制・ノウハウも有効に活用しながら、建設産業における円滑かつ適正な転嫁対策を実施する。

相談窓口

○内閣府に政府共通の窓口として消費税価格転嫁等総合相談センターを設置

専用ダイヤル:0570-200-123 URL:<http://www.tenkasoudan.go.jp>

【受付時間】平日9:00～17:00(平成26年3月・4月は土曜日も受付)

※国土交通本省においても消費税価格転嫁等総合相談センター分室を設置

○各地方整備局等においては「建設業 法令遵守推進本部」にて対応(駆け込みホットラインの活用)

※駆け込みホットライン・・・0570-018-240

○都道府県においても相談窓口を設置

(別添3)

20131008 中第5号
公取取第238号
平成25年11月

代表者殿

経済産業大臣

公正取引委員会委員長

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)等において、消費税率(地方消費税率を含みます。以下同じ。)が平成26年4月1日に8%に、平成27年10月1日に10%にそれぞれ引き上げられることが規定されています。

同法附則第18条等の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)において、消費税率を、平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることが確認されました。

消費税(地方消費税を含みます。以下同じ。)は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税ですが、中小企業・小規模事業者を中心に消費税の価格への転嫁について懸念が示されています。

このため、今次の消費税率の引上げに際して、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年法律第41号)(以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。)が平成25年6月5日に成立し、平成25年10月1日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法においては、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に

関する特別措置、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置、価格の表示に関する特別措置並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を講じており、その内容を分かりやすく解説した各特別措置についてのガイドラインを平成25年9月10日に公表しています。

このうち、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置においては、商品又は役務の買手側である特定事業者が、商品又は役務の売手側である特定供給事業者に対して、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことを禁止しています。具体的には、特定事業者による（１）減額・買ったとき、（２）商品購入、役務利用又は利益提供の要請、（３）本体価格での交渉の拒否といった行為を禁止（別紙参照）しています。また、特定供給事業者が消費税の転嫁拒否等の行為を受けたことを公正取引委員会などに知らせたことを理由として、特定事業者が取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをする報復行為を行うことも禁止しています。

公正取引委員会、中小企業庁長官及び主務大臣は、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、調査や指導を行い、また、公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実があると認める場合などには、特定事業者に対して勧告を行い、その旨を公表いたします。

また、消費税の転嫁拒否等の行為を受けた事業者からの相談を受け付ける政府共通の窓口として、内閣府に消費税価格転嫁等総合相談センターを設けるとともに、公正取引委員会や中小企業庁のほか各省庁においても事業者からの相談を受け付けることとしています。加えて、違反の可能性のある情報を受身的に待つだけでなく、書面調査を行うなど、積極的に消費税の転嫁拒否等の行為がないかどうかについて情報収集を行っていくこととしており、違反行為に対して迅速かつ厳正に対処していくこととしています。

貴社におかれては、上記の趣旨及び別紙の遵守事項等について十分理解し、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないよう、現場担当者に限らず貴社全体に周知徹底を図っていただくとともに、担当役員等の責任者にはこれらの指導及び監督に当たらせるなど、貴社全体で適切な措置を講じるよう強く要請します。

また、上記の特別措置以外にも、消費税率の引上げに当たって、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）に違反する行為が行われないように併せて要請します。

以上

消費税転嫁対策特別措置法における遵守事項

消費税転嫁対策特別措置法では、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁を拒否する行為が規制対象になっています。

1. 特定事業者と特定供給事業者

	特定事業者 (転嫁拒否をする側) (買手)	特定供給事業者 (転嫁拒否をされる側) (売手)
①	大規模小売事業者 (注)	大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該商品又は役務を供給する事業者
②	法人である事業者であって、右欄に掲げる事業者から継続して商品又は役務の供給を受けるもの (大規模小売事業者を除く。)	- 個人である事業者 - 人格のない社団等 (法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。)である事業者 - 資本金の額又は出資の総額が3億円以下である事業者

(注) 大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者 (特定連鎖化事業 (中小小売商業振興法 (昭和48年法律第101号) 第11条第1項に規定する特定連鎖化事業をいう。)を行う者を含む。)であって、その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定める次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 前事業年度における売上高 (特定連鎖化事業を行う者にあつては、当該特定連鎖化事業に加盟する者の売上高を含む。) が100億円以上である者

イ 次のいずれかの店舗を有する者

- 東京都特別区及び政令指定都市の区域内にあつては、店舗面積が3000平方メートル以上の店舗
- それ以外の市町村の区域内にあつては、店舗面積が1500平方メートル以上の店舗

2. 特定事業者の遵守事項

特定事業者は以下に掲げる行為を行ってははいけません。

(1) 減額

商品又は役務について、合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うこと

<問題となる事例>

ア 対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合

イ 既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき対価から減じる場合

ウ 本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

エ リベートを増額する又は新たに提供するように要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

オ 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う場合

(2) 買いたたき

商品又は役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定めること

<問題となる事例>

ア 対価を一律に一定比率で引き下げて、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

イ 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

ウ 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

エ 免税事業者である取引先に対し、免税事業者であることを理由に、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合（注）

オ 消費税率が2段階で引き上げられることから、2回目の引上げ時に消費税率引上げ分の全てを受け入れることとし、1回目の引上げ時には、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

カ 商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

(注) 免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払において、消費税額分を負担している点に留意する必要がある。

(3) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請

商品又は役務について、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せする代わりに、特定供給事業者の商品を購入させ、役務を利用させ又は経済上の利益を提供させること

<問題となる事例>

【商品購入、役務利用の要請】

- ア 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
- イ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、本体価格の引下げに応じなかった取引先に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
- ウ 自社の指定する商品を購入しなければ、消費税率引上げに伴う対価の引上げに当たって不利な取扱いをする旨を示唆する場合

【利益提供の要請】

- ア 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合
- イ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、通常必要となる費用を負担することなく、取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
- ウ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税率の引上げに伴う価格改定や、外税方式への価格表示の変更等に係る値札付け替え等のために、取引先に対し、従業員等の派遣を要請する場合
- エ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合
- オ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、金型等の設計図面、特許権等の知的財産権、その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合

(4) 本体価格での交渉の拒否

商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと（注）

（注）申出を拒むとは、特定事業者が、特定供給事業者からの申出を明示的に拒む場合が該当することはいうまでもないが、例えば、次のとおり、特定供給事業者が本体価格で価格交渉を行うことを困難にさせる場合も該当する。

ア 特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させる場合

イ 特定事業者が、本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせる場合

(5) 報復行為

上記（１）から（４）に掲げる行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること

消表対第522号
平成25年11月15日

各 位

消費者庁表示対策課長 片桐 一幸

消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について

平成24年8月に成立した、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）等において、消費税率（地方消費税率を含みます。以下同じ。）が平成26年4月1日に8%に、平成27年10月1日に10%にそれぞれ引き上げられることが規定されています。

同法附則第18条等の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成25年10月1日閣議決定）において、消費税率を、平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることが確認されました。

消費税（地方消費税を含みます。以下同じ。）は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税ですが、中小企業・小規模事業者を中心に消費税の価格への転嫁について懸念が示されています。

このため、今次の消費税率の引上げに際して、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法においては、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置、価格の表示に関する特別措置並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を講じており、その内容を分かりやすく解説した各特別措置についてのガイドラインを平成25年9月10日に公表しています。

このうち、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置においては、あたかも消費者が消費税を負担していない又はその負担が軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買いたたきや、競合する小売事業者の消費税の転嫁を阻害することにつながらないようにするため、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しています。

消費者庁長官、公正取引委員会、中小企業庁長官及び主務大臣は、消費税の転嫁を阻害する表示行為に対して、調査や指導を行い、消費税の転嫁を阻害する表示行為があると認める場合には、消費者庁長官は、事業者に対して勧告を行い、その旨を公表いたします。

貴団体におかれては、上記の趣旨について十分理解され、消費税の転嫁を阻害する表示行為を行うことがないよう周知を行っていただきますよう御協力をお願いいたします。

また、上記の特別措置以外にも、消費税率の引上げに当たって、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反する行為が行うことがないよう併せて周知を行っていただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、以上の参考として、下記の資料を同封いたしますので、御活用ください。

記

- 1 消費税転嫁対策特別措置法の概要（概要版、詳細版、リーフレット）
- 2 消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（ガイドライン）
- 3 総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外に関する考え方（ガイドライン）
- 4 消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（パンフレット）

以上

(別添5)

国土動第68号
平成25年11月18日

不動産関係団体の長あて

一般社団法人不動産協会理事長
一般社団法人全国住宅産業協会会長
公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会長
公益社団法人全日本不動産協会理事長
一般社団法人不動産流通経営協会理事長
一般社団法人日本ビルディング協会連合会会長
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会会長

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)等において、消費税率(地方消費税率を含みます。以下同じ。)が平成26年4月1日に8%に、平成27年10月1日に10%にそれぞれ引き上げられることが規定されています。

同法附則第18条等の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)において、消費税率を、平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることが確認されました。

消費税(地方消費税を含みます。以下同じ。)は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税ですが、中小企業・小規模事業者を中心に消費税の価格への転嫁について懸念されるところです。

このため、今次の消費税率の引上げに際して、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年法律第41号)(以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。)が平成25年6月5日に成立し、平成25年10月1日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法においては、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置、価格の表示に関する特別措置並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が講じられており、その内容を分かりやすく解説した各特別措置についてのガイドラインが公正取引委員会等より平成25年9月10日に公表されています。

このうち、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置においては、商品又は役務の買手側である特定事業者が、商品又は役務の売手側である特定供給事業者に対して、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことが禁止されています。具体的には、特定事業者による（１）減額・買いたたき、（２）商品購入、役務利用又は利益提供の要請、（３）本体価格での交渉の拒否といった行為が禁止されています。また、特定供給事業者が消費税の転嫁拒否等の行為を受けたことを公正取引委員会などに知らせたことを理由として、特定事業者が取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをする報復行為を行うことも禁止されています。

また、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置においては、あたかも消費者が消費税を負担していない又はその負担が軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買いたたきや、競合する小売事業者の消費税の転嫁を阻害することにつながらないようにするため、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことが禁止されています。

消費者庁長官、公正取引委員会、中小企業庁長官及び主務大臣は、消費税の転嫁拒否等の行為又は消費税の転嫁を阻害する表示行為に対して、調査や指導を行い、また、公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実があると認める場合などには特定事業者に対して、さらに、消費者庁長官は、消費税の転嫁を阻害する表示行為があると認める場合には事業者に対して勧告を行い、その旨を公表することとされています。

貴団体におかれては、上記の趣旨について十分理解し、消費税の転嫁拒否等の行為等を行うことがないよう、会員に周知徹底を図っていただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、以上の参考として、下記の資料を同封いたしますので、ご活用ください。

- 1 消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（パンフレット）
- 2 消費税転嫁対策特別措置法の概要、リーフレット
- 3 消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（ガイドライン）
- 4 総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外に関する考え方（ガイドライン）

以上

国 土 動 第 6 5 号
国 住 マ 第 6 2 号
平成25年11月18日

一般社団法人マンション管理業協会
理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

国土交通省住宅局市街地建築課長

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）等において、消費税率（地方消費税率を含みます。以下同じ。）が平成26年4月1日に8%に、平成27年10月1日に10%にそれぞれ引き上げられることが規定されています。

同法附則第18条等の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成25年10月1日閣議決定）において、消費税率を、平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることが確認されました。

消費税（地方消費税を含みます。以下同じ。）は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税ですが、中小企業・小規模事業者を中心に消費税の価格への転嫁について懸念されるところです。

このため、今次の消費税率の引上げに際して、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）（以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）が平成25年6月5日に成立し、平成25年10月1日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法においては、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置、価格の表示に関する特別措置並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が講じられており、その内容を分かりやすく解説した各特別措置についてのガイドラインが公正取引委員会等より平成25年9月10日に公表されています。

このうち、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置においては、商品又は役務の買手側である特定事業者が、商品又は役務の売手側である特定供給事業者に対して、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことが禁止されています。具体的には、特定事業者による（１）減額・買いたたき、（２）商品購入、役務利用又は利益提供の要請、（３）本体価格での交渉の拒否といった行為が禁止されています。また、特定供給事業者が消費税の転嫁拒否等の行為を受けたことを公正取引委員会などに知らせたことを理由として、特定事業者が取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをする報復行為を行うことも禁止されています。

また、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置においては、あたかも消費者が消費税を負担していない又はその負担が軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買いたたきや、競合する小売事業者の消費税の転嫁を阻害することにつながらないようにするため、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことが禁止されています。

消費者庁長官、公正取引委員会、中小企業庁長官及び主務大臣は、消費税の転嫁拒否等の行為又は消費税の転嫁を阻害する表示行為に対して、調査や指導を行い、また、公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実があると認める場合などには特定事業者に対して、さらに、消費者庁長官は、消費税の転嫁を阻害する表示行為があると認める場合には事業者に対して勧告を行い、その旨を公表することとされています。

貴団体におかれては、上記の趣旨について十分理解し、消費税の転嫁拒否等の行為等を行うことがないよう、また、便乗した価格の引き上げを防止されるよう、下記の事項に留意の上、貴団体加盟の業者に対し周知徹底を図っていただきますよう御協力をお願いいたします。

記

1. マンション管理業者（以下「管理業者」という。）が課税事業者である場合、管理業者がマンション管理組合（以下「管理組合」という。）から受け取る管理事務に要する費用については、管理委託につき課されるべき消費税の額について、管理事務に要する費用の改定等転嫁の措置が必要となるものであること。

なお、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。）第72条第2項に規定する「同一の条件」には、消費税の額の変更も含むものであること。

2. 管理業者が免税事業者である場合も、管理業務又は修繕工事等のために必要な資材の購入や役務の提供等の仕入れについて消費税の増額分が上乗せされるため管理事務に要する費用の改定が必要になることも考えられること。
3. 管理業者と管理組合との管理委託契約の締結に当たっては、管理事務に要する費用の内訳として、当該管理委託につき課されるべき消費税の額及び消費税抜きの額を明示すること。
4. 上記1から3の内容について管理組合に対し、適切な説明を行うこと。
5. 上記1、2等消費税の転嫁に伴い、管理組合の支出が増加する場合、管理組合が区分所有者から徴収する管理費、修繕積立金等の改定の必要性について、管理業者は管理組合に対する適切な助言を行うこと。

なお、以上の参考として、次の資料を同封いたしますので、ご活用ください。

- 1 消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（パンフレット）
- 2 消費税転嫁対策特別措置法の概要、リーフレット
- 3 消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（ガイドライン）
- 4 総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外に関する考え方（ガイドライン）

以上

消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、
独占禁止法及び下請法上の考え方

平成25年9月10日
公正取引委員会

はじめに

1 本考え方の趣旨

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）は、平成26年4月1日及び平成27年10月1日に予定されている消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）の引上げ（以下「消費税率引上げ」という。）に際し、以下の特別措置を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として制定されたものである（平成25年10月1日施行）。

①消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

②消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

③価格の表示に関する特別措置

④消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

消費税率引上げはこのように2段階にわたるものであることもあり、中小事業者を中心に、消費税の価格への転嫁について懸念が示されていることから、これらの中小事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備していくことが極めて重要な課題である。このため、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、公正取引委員会だけではなく、主務大臣又は中小企業庁長官に指導又は助言の権限が付与され、政府一丸となって実効性のある監視・取締りを徹底していくこととなっている。

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の執行の統一を図るとともに、法運用の透明性を確保し、違反行為の未然防止に資するため、本考え方において、前記①の特別措置に関する解釈の明確化を図るとともに、運用方針を示すこととする。また、前記④の特別措置について、どのような行為が問題となり、また、どのような行為が問題とならないのか、具体的に示すこととする。

さらに、消費税率引上げに際し、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）上、どのような行為が問題となるのかについても併せて具体的に

示すこととする。

2 構成

第1部 消費税の転嫁拒否等の行為関係

第1 消費税の転嫁拒否等の行為に係る消費税転嫁対策特別措置法上の 考え方

第2 消費税率引上げに伴う優越的地位の濫用規制等に係る独占禁止法 上の考え方

第3 消費税率引上げに伴う下請法上の考え方

第2部 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為関係

第1 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為についての消 費税転嫁対策特別措置法上の考え方

第2 消費税率引上げに伴う転嫁及び表示に係る事業者団体等の行為に ついての独占禁止法上の考え方

第1部 消費税の転嫁拒否等の行為関係

第1 消費税の転嫁拒否等の行為に係る消費税転嫁対策特別措置法上の考え方

1 概要

消費税転嫁対策特別措置法第3条において、「特定事業者は、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して」消費税の転嫁拒否等の行為を行うことが禁止されている。

(1) 特定事業者

「特定事業者」とは、消費税転嫁対策特別措置法第2条第1項各号に規定される事業者であり、次のものをいう。

なお、消費税転嫁対策特別措置法上の「事業者」とは、同法第10条のように特段の定義をしているものを除き、独占禁止法及び景品表示法上の「事業者」と同じである。

ア 「大規模小売事業者」

「大規模小売事業者」とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者（特定連鎖化事業を行う者を含む。）であって、その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定めるものをいう。

(ア) 「一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者」

「一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者」とは、一般消費者により日常生活の中で使用される商品の小売業者という趣旨であり、事業者の使用されるような生産財のみを小売りしている事業者は含まない。一方、生活協同組合、農業協同組合であっても実態として消費者に販売している場合には、これに該当する。

サービス提供事業において商品を販売する場合には、その販売が客観的にみて当該サービス提供事業の付随的な業務と認められる場合には、小売業を行っていることにはならない。

なお、通信販売業者のように店舗を有しない者も小売業を行う者に該当し得るが、一方で、ショッピングセンター等を運営する事業者については、当該事業者が小売業者に営業場所を賃貸しているだけであって、自ら消費者に商品を販売していない場合には、小売業を行う者に該当しない。

(イ) 「その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定めるもの」

「その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定めるもの」とは、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第2条第1項第1号の大規模小売事業者を定める規則」（平成25年公正取引委員会規則第3号）において、次のa又はbのいずれかに該当する者で

ある旨定められている。

- a 前事業年度における売上高(特定連鎖化事業を行う者にあつては、当該特定連鎖化事業に加盟する者の売上高を含む。)が100億円以上である者
- b 次に掲げるいずれかの店舗を有する者
 - (a) 東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内にあつては、店舗面積(小売業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。)が3000平方メートル以上の店舗
 - (b) 前記(a)に掲げる市以外の市及び町村の区域内にあつては、店舗面積が1500平方メートル以上の店舗

(注) 売上高や店舗面積の考え方は、『大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法』の運用基準(平成17年公正取引委員会事務総長通達第9号)」の第1の1と同様である。

イ 法人である事業者であつて、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の事業者や個人事業者等から継続して商品又は役務の供給を受けるもの

「継続して」との要件は、継続的取引関係にある事業者間においては、取引の一方当事者の立場が強くなりがちであることから設けられたものであり、「継続して」に該当するか否かは、取引の回数のほか、取引の間隔、取引される商品や役務の性質、当該取引に関する商慣習など、様々な事情を総合的に勘案して個別の事案ごとに判断することとなる。

なお、「継続して」とは、事業者間に継続的取引関係がある場合を指しており、個別の商品ごとに継続的取引関係が必要となるものではない。

また、これまで取引したことのない相手方から商品を1回限りの取引で購入する場合などは、「継続して」に該当しない。

(2) 特定供給事業者

「特定供給事業者」とは、消費税転嫁対策特別措置法第2条第2項各号で規定される事業者であり、前記(1)の特定事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者である。前記(1)アの特定事業者(大規模小売事業者)に継続して商品又は役務を供給する事業者は、資本金の額又は

出資の総額の大小にかかわらず、全て「特定供給事業者」に該当する。一方、前記(1)イの特定事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者については、資本金の額又は出資の総額が3億円を超える場合は特定供給事業者とはならない。

なお、「特定供給事業者」に該当し得る事業者は、特定事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者であり、例えば、大規模小売事業者たる特定事業者との関係でいえば、特定事業者が販売する商品を納入する事業者に限定されるものではなく、特定事業者が自己の店舗で使用する什器等の商品や店舗の清掃等の役務を供給する事業者も含まれる。

(3) 「平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関し」

特定事業者は、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給について、その前に取引条件について交渉を行うのが一般的と考えられる。

特定事業者が特定供給事業者に対して、平成26年3月31日以前に消費税の転嫁拒否等の行為を行った場合であっても、当該行為が、消費税転嫁対策特別措置法の施行日(平成25年10月1日)以後に行われ、かつ、平成26年4月1日以後に供給を受ける商品又は役務に関するものであれば、同法第3条に違反することとなる。例えば、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に、特定事業者が特定供給事業者に対して、自己が指定する商品を購入させた場合であって、当該行為が同年4月1日以後に供給を受ける商品に関して消費税率引上げ分の値上げを受け入れる代わりに行われたものであれば、同法第3条に違反することとなる。

2 減額(第3条第1号前段)

(1) 減額とは、商品又は役務の「対価の額を減じ(ることにより)特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと」である。

(2) 「対価」とは、特定事業者及び特定供給事業者の間で取り決めた商品又は役務の供給に係る価格であり、消費税を含めた価格である(以下同じ)。

(3) 「対価の額を減じ(ることにより)特定供給事業者による消費税の転嫁を拒む」とは、特定事業者が、平成26年4月1日以後に特定供給事

業者から供給を受ける商品又は役務について、合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うことである。例えば、平成26年4月1日の消費税率引上げに際して、消費税を含まない価格（以下「本体価格」という。）が100円の商品について、消費税率引上げ後の対価を108円として契約したにもかかわらず、支払段階で消費税率引上げ分の3円を減じ、105円しか支払わない場合である。

一方、減額とはならない「合理的な理由」がある場合としては、例えば、次のような場合が該当する。

- ア 商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合
- イ 一定期間内に一定数量を超えた発注を達成した場合には、特定供給事業者が特定事業者に対して、発注増加分によるコスト削減効果を反映したリベートを支払う旨の取決めが従来から存在し、当該取決めに基づいて、取り決められた対価の額から事後的にリベート分の額を減じる場合

(4) 対価の額を減じるとは、例えば次のような行為である。

- ア 消費税相当分を支払わないこと
- イ 支払時に対価の一部を差し引いて支払うこと
- ウ リベートや協力金等、名目のいかんを問わず、対価の一部を徴収すること又は対価の一部を差し引いて支払うこと

(5) 問題となるのは、例えば次のような場合である。

- ア 対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合
- イ 既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき対価から減じる場合
- ウ 本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- エ リベートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- オ 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う場合

3 買ったとき（第3条第1号後段）

(1) 買ったときは、「商品若しくは役務の対価の額を当該商品若しくは役務と同種若しくは類似の商品若しくは役務に対し通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと」である。

(2) 「同種若しくは類似の商品若しくは役務に対し通常支払われる対価」とは、通常は、特定事業者と特定供給事業者との間で取引している商品又は役務の消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額をいう。

(3) 「通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒む」とは、特定事業者が、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為である。例えば、平成26年4月1日の消費税率引上げに際して、本体価格が100円の商品について、消費税率引上げ後の対価を105円のまま据え置く場合である。

一方、買ったときはならない「合理的な理由」がある場合としては、例えば、次のような場合が該当する。

ア 原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該原材料価格等の下落を対価に反映させる場合

イ 特定事業者からの大量発注、特定事業者と特定供給事業者による商品の共同配送、原材料の共同購入等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合

ウ 消費税転嫁対策特別措置法の施行日前から、既に当事者間の自由な価格交渉の結果、原材料の市価を客観的に反映させる方式で対価を定めている場合

(注)「自由な価格交渉の結果」とは、当事者の実質的な意思が合致していることであって、特定供給事業者との十分な協議の上に、当該特定供給事業者が納得して合意しているという趣旨である。

(4) 問題となるのは、例えば次のような場合である。

ア 対価を一律に一定比率で引き下げて、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

イ 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価

に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

ウ 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

エ 免税事業者である取引先に対し、免税事業者であることを理由に、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合（注）

オ 消費税率が２段階で引き上げられることから、２回目の引上げ時に消費税率引上げ分の全てを受け入れることとし、１回目の引上げ時には、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

カ 商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

（注）免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払において、消費税額分を負担している点に留意する必要がある。

4 商品購入、役務利用又は利益提供の要請（第３条第２号）

(1) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請とは、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、自己の指定する商品を購入させ、若しくは自己の指定する役務を利用させ、又は自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることである。

(2) 「自己の指定する」には、特定事業者が自己の供給する商品又は提供する役務を指定する場合だけでなく、第三者の供給する商品又は提供する役務を指定する場合も該当する。「金銭、役務その他の経済上の利益」とは、協賛金、協力金等、名目のいかんを問わず行われる金銭の提供、作業への労務の提供等をいう。

(3) 「商品を購入させ」には、消費税の転嫁を受け入れる代わりに商品を購入させる場合や、商品を購入しないことに対して不利益を与える場合だけでなく、事実上、購入を余儀なくさせていると認められる場合も含まれる（「役務を利用させ」や、「その他の経済上の利益を提供させる」の考え方も同様である。）。

- (4) 「特定供給事業者による消費税の転嫁に応じることと引換えに、自己の指定する商品を購入させ、若しくは自己の指定する役務を利用させ、又は自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させる」とは、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務について、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せする代わりに、特定供給事業者に商品を購入させ、役務を利用させ又は経済上の利益を提供させる行為である。

ただし、次のような場合等、取引上合理的必要性があり、特定供給事業者に不当に不利益を与えない場合は、商品購入、役務利用又は利益提供の要請に該当しない。

- ア 特定の仕様を指示して商品の製造を発注する際に、当該商品の内容を均質にするため又はその改善を図るため必要があるなどの合理的必要性から、当該商品の製造に必要な原材料を購入させる場合
- イ 消費税率引上げに際して、特定事業者が電子受発注システムを新たに導入し、当該システムの利用を全ての取引先との間で取引条件とするなど、受発注業務のコスト削減のために合理的必要性がある場合に、当該システムを使用させる場合

- (5) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請については、要請をした段階で、違反行為が行われる蓋然性が高いことから、要請した事実が認められた場合は、当該要請を取り消すよう指導することとする。

- (6) 問題となるのは、例えば次のような場合である。

【商品購入、役務利用の要請】

- ア 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
- イ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、本体価格の引下げに応じなかった取引先に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
- ウ 自社の指定する商品を購入しなければ、消費税率引上げに伴う対価の引上げに当たって不利な取扱いをする旨を示唆する場合

【利益提供の要請】

- ア 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代

わりに、消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合

イ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、通常必要となる費用を負担することなく、取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合

ウ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税率の引上げに伴う価格改定や、外税方式への価格表示の変更等に係る値札付け替え等のために、取引先に対し、従業員等の派遣を要請する場合

エ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合

オ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、金型等の設計図面、特許権等の知的財産権、その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合

5 本体価格での交渉の拒否（第3条第3号）

(1) 本体価格での交渉の拒否とは、「商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと」である。

(2) 「消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出」とは、特定供給事業者が明示的に申し出た場合が該当することはいうまでもないが、例えば、特定供給事業者が特定事業者との交渉において、本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提示するなど、本体価格での価格交渉を希望する意図が認められる場合も該当する。

(3) 「申出を拒む」とは、特定事業者が、特定供給事業者からの申出を明示的に拒む場合が該当することはいうまでもないが、例えば、次のとおり、特定供給事業者が本体価格で価格交渉を行うことを困難にさせる場合も該当する。

ア 特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させる場合

イ 特定事業者が、本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見

積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせる場合

- (4) 本体価格での交渉を拒否した場合は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号違反として、後記7で述べる違反行為に対する措置の対象となるが、本体価格での交渉を拒否し、その後の対価が消費税率引上げ前の対価に合理的な理由がないにもかかわらず消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低くなっている事実が認められた場合は、同号に加え、第3条第1号後段（買ったとき）違反として措置の対象となる。

6 報復行為（第3条第4号）

- (1) 報復行為とは、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号から第3号までに掲げる行為があるとして、「特定供給事業者が公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること」である。

- (2) 消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号から第3号までに規定する転嫁拒否等の行為に迅速かつ効果的に対処していくためには、公正取引委員会等が書面調査等を通じて積極的に違反被疑情報を集めるとともに、転嫁拒否等の被害を受けた特定供給事業者からの積極的な情報提供や調査協力を得ることが不可欠である。

転嫁拒否等の被害を受けた特定供給事業者が、自らその事実を公正取引委員会等に申し出ることや、調査に積極的に協力することは期待しにくいという実態があるところ、特定事業者による報復行為が行われた場合は、特定供給事業者による情報提供や調査協力が一層困難となり、消費税転嫁対策特別措置法の円滑な執行に支障を来すことになりかねない。

したがって、報復行為については厳正に対処し、公正取引委員会は、報復行為に該当する行為があると認めるときは、同法第6条の規定に基づき、勧告・公表することとする。

7 違反行為に対する措置

- (1) 転嫁拒否等の行為を防止し、又は是正するために、公正取引委員会、主務大臣及び中小企業庁長官は、消費税転嫁対策特別措置法第4条の規定に基づき、特定事業者に対して必要な指導等を行うこととしている。

公正取引委員会、主務大臣及び中小企業庁長官が行う指導の内容としては、①転嫁を拒否した消費税額分を支払うこと、②遡及的に消費税率

引上げ分を対価に反映させること、③転嫁と引換えに購入させた商品を引き取り、商品の代金を返還すること、④役務の利用料又は提供を受けた利益を返還すること、⑤消費税を含まない価格で価格交渉を行うこと、⑥指導に基づいて採った措置を特定供給事業者に周知すること、⑦違反行為の再発防止のための研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じるとともに、その内容を自社の役員及び従業員に周知徹底すること、⑧今後、転嫁拒否等の行為を繰り返さないことなどがある。

- (2) また、主務大臣及び中小企業庁長官は、消費税転嫁対策特別措置法第3条に違反する行為があると認めるときは、同法第5条の規定に基づき、「公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めること」（以下「措置請求」という。）ができる。

ただし、主務大臣及び中小企業庁長官は、消費税転嫁対策特別措置法第5条第1号から第4号に該当する場合は、措置請求をするものとされている。

- (3) 公正取引委員会は、前記の措置請求を受けた場合等に調査を行い、違反する行為があると認めるときは、消費税転嫁対策特別措置法第6条の規定に基づき、特定事業者に対して前記(1)で示したような必要な措置をとるべきことを勧告し、その旨を公表することとなる。

なお、前記6に記載の報復行為は、消費税転嫁対策特別措置法第5条第4号に規定する「消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実」に該当するものであり、主務大臣又は中小企業庁長官の措置請求があれば、公正取引委員会は速やかに調査を行い、その結果報復行為が認められれば、勧告・公表することとする。

- (4) 消費税転嫁対策特別措置法は平成29年3月31日に失効することとされているが、失効後であっても失効前に行われた違反行為については、附則第2条が定める経過措置により指導等の措置の対象となる。

第2 消費税率引上げに伴う優越的地位の濫用規制等に係る独占禁止法上の考え方

1 概要

消費税率引上げに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるためには、転嫁拒否等の行為について、消費税転嫁対策特別措置法により迅速かつ効果的に対応することとともに、同法による規制の対象とならない場合でも、取引上優越した地位にある事業者が、その地位を利用して、取引の相手方に対して消費税率引上げ分の負担を不当にしわ寄せすることがないよう、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処する必要がある。このため、どのような行為が消費税率引上げの際に、優越的地位の濫用等として独占禁止法上問題となるのか、具体的な事例を示すことで、消費税率引上げに伴う取引の適正化を図ることとする。

なお、優越的地位の濫用規制に関する独占禁止法上の基本的な考え方は、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年公正取引委員会）で示しているとおりである。

2 問題となるのは、例えば次のような場合である。

消費税率引上げに際して、取引上優越した地位にある事業者が取引の相手方に対し、例えば次のような行為を行う場合は、優越的地位の濫用等として独占禁止法に違反するおそれがある。

(1) 対価の一方的設定や値引き（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）

ア 既に対価が決定済みの継続的取引などにおいて、取引の相手方に対し、消費税率引上げ分の全部又は一部を負担させるため、消費税率引上げという事情変更を認めず、引き続き消費税率引上げ前の対価での納入を強要すること

イ 取引の相手方に対し、消費税率引上げ分の全部又は一部を負担させるため、消費税率引上げ前に対価を一方的に引き下げさせること

ウ 対価を決める際に、取引の相手方に対し、消費税率引上げ分の全部又は一部を負担させるために、自己の定めた対価を一方的に押し付けること

エ 取引の相手方に対し、消費税率引上げ分を転嫁できないことを理由に、あるいは、消費税率引上げに伴う自己の事務の増大に要する費用の全部又は一部を負担させるため、一旦決めた対価を一方的に値引きすること

オ 取引の相手方に対し、消費税率引上げ分の全部又は一部を負担させるため、検査基準を恣意的に厳しくして、これを満たさないことを理由に、一旦決めた対価を一方的に値引きすること

カ 取引の相手方に対し、消費税率引上げ分の全部又は一部を負担させるため、従来の消費税率での価格交渉で妥結した対価に消費税率引上げ分を上乗せして請求された場合に、消費税率引上げ分を支払わないこと

(2) 受領拒否、納期の延期（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）

ア 取引の相手方に対し、消費税率引上げ以後は、現状の対価に消費税率引上げ分を加算することを申し出たことなどを理由にして、それまで発注した分の受領を拒否すること

イ 取引の相手方に対し、消費税率引上げ前と同一の対価で商品を納入させるなど消費税率引上げ前の取引条件を変更せずに、消費税率引上げ前の納期を、消費税率引上げ以後に延期すること

ウ 消費税率引上げ時における自己の販売予測が立ちにくいいため、一方的に、消費税率引上げ前の納期を消費税率引上げ以後の販売予測が見定められる期間まで延期すること

エ 消費税率引上げ以後の課税仕入れ分として税額控除の対象とするため、消費税率引上げ前の納期を、一方的に消費税率引上げ以後に延期し、消費税率引上げ前と同一の対価で納入させること

(3) 不当返品（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）

ア 消費税率引上げ前に仕入れた商品を消費税率引上げ以後の課税仕入れ分として税額控除の対象とするため返品し、消費税率引上げ以後、再度、消費税率引上げ前と同一の対価で納入させること

イ 消費税率引上げにより販売実績が販売予測を下回ったため売れ残った商品を返品すること

(4) 支払遅延（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）

対価を消費税率引上げ分引き上げることを受け入れるが、その代わりに、既に決定済みの支払期日を守らず、支払を遅延すること

(5) 協賛金等の負担の要請等（独占禁止法第2条第9項第5号ロ）

ア 対価を消費税率引上げ分引き上げることを受け入れるが、その代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の提供を強要すること

イ 消費税率引上げに伴い、取引の受発注に係るシステムを変更する際に、取引の相手方に対し、そのシステム変更に係る費用の全部又は一部の負担を強要すること

ウ 取引の相手方に対し、対価を消費税率引上げ分引き上げることを受け入れるが、その代わりに、値札付け、値札の作成などの事務の実施、又は事務に係る費用の全部又は一部の負担を強要すること

(6) 購入・利用強制（独占禁止法第2条第9項第5号イ）

対価を消費税率引上げ分引き上げることを受け入れるが、その代わりに、取引の相手方に当該取引に係る商品以外の商品の購入を強要すること

(7) その他の取引条件の設定・変更等（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）

ア 取引の相手方に対し、対価を消費税率引上げ分引き上げることを受け入れるが、その代わりに、取引の相手方の不利益となるよう支払条件、運送条件、納入条件などの取引条件を変更し、又は設定すること

イ 取引の相手方に対し、対価を消費税率引上げ分引き上げることを受け入れるが、その代わりに、消費税率引上げ分の全部又は一部に見合った分の増量を強要すること

(8) 取引拒絶（独占禁止法第2条第9項第5号ハ、不公正な取引方法（注）第2項）

取引の相手方に対し、消費税率引上げ前の対価で引き続き納入することに合意しないこと、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為に参加していることなどを理由にして、将来の取引を拒絶すること又は取引数量を減らすこと

(9) 差別対価、差別的取扱い（独占禁止法第2条第9項第2号、同項第5号ハ、不公正な取引方法（注）第3項、第4項）

消費税率引上げ分を転嫁して取引した相手方、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為に参加した取引の相手方、簡易課税事業者になってほしいとの要請を拒否した取引の相手方などに対し、価格、リベート、支払条件（支払時期等）、運送条件、納入などに関する取引条件又はその実施について、他の取引の相手方に比べ差別的な取扱いをすること

（注）「不公正な取引方法」とは「不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）」をいう。

3 消費税転嫁対策特別措置法と独占禁止法との関係

消費税転嫁対策特別措置法と独占禁止法のいずれにも違反する行為につ

いては、消費税転嫁対策特別措置法を優先して適用し、同法第7条の規定により、特定事業者が同法の勧告に従った場合、その勧告に係る違反行為と同一の行為について、重ねて独占禁止法第20条の規定（排除措置命令）及び同法第20条の6の規定（課徴金納付命令）を適用することはない。

他方、特定事業者が消費税転嫁対策特別措置法の勧告に従わない場合で、独占禁止法に違反する行為については、同法に基づき厳正に対処する。

また、消費税転嫁対策特別措置法による転嫁拒否等の行為の規制から逃れる目的で、同法が適用される取引関係から適用されない取引関係へと殊更に取引関係を変更する場合に、変更後の取引関係において独占禁止法に違反する行為が行われている場合は、同法に基づき厳正に対処することとする。

第3 消費税率引上げに伴う下請法上の考え方

消費税率引上げに伴い、下請取引における消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるためには、転嫁拒否等の行為について、消費税転嫁対策特別措置法により迅速かつ効果的に対応することとともに、同法による規制の対象とならない場合でも、親事業者が、下請法に違反して消費税率引上げ分の負担を下請事業者に不当にしわ寄せをすることがないように、下請法違反行為に対して迅速かつ的確に対処する必要がある。このため、どのような行為が消費税率引上げに際し、下請法上問題となるのか、具体的な事例を示すことで、消費税率引上げに伴う下請取引の適正化を図ることとする。

なお、下請法の運用に関する基本的な考え方は、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）で示しているとおりである。

1 下請代金の額について

下請代金とは、下請法第2条第10項で規定しているとおり、親事業者が製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託（以下「製造委託等」という。）をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあっては、役務の提供。）に対し支払うべき代金であり、消費税を含めた額である。

2 下請法に違反する親事業者の行為

消費税率引上げの際に、親事業者が下請事業者に対して、例えば次のような行為を行う場合は、下請法に違反する。

消費税率引上げの際に行われる減額（下請法第4条第1項第3号）、買いたたき（下請法第4条第1項第5号）、購入・利用強制及び不当な経済上の利益提供要請（下請法第4条第1項第6号、下請法第4条第2項第3号）は消費税転嫁対策特別措置法第3条の規制の対象となるため、以下では、これら以外の行為類型を示すこととする。

(1) 受領拒否（下請法第4条第1項第1号）

ア 消費税率引上げ以後の課税仕入分として税額控除の対象となるようにするため、消費税率引上げ前であった納期を消費税率引上げ以後に変更すること

イ 親事業者が供給する商品又は役務の取引先との間で消費税率引上げ以後の単価交渉がまとまらないことを理由に、下請事業者に対して、納期を延期し、又は発注を取り消すこと

(2) 下請代金の支払遅延（下請法第4条第1項第2号）

- ア 消費税率引上げ以後の課税仕入分として税額控除の対象となるようにするため、消費税率引上げ前に納入されたものを消費税率引上げ以後に納入されたものとして取り扱うことにより、下請代金を支払期日の経過後に支払うこと
- イ 消費税率引上げ前に納入されたものを帳簿上返品し、消費税率引上げ以後再度納入があったものとして取り扱うことにより、下請代金を支払期日の経過後に支払うこと

(3) 不当返品（下請法第4条第1項第4号）

- ア 消費税率引上げ前に納入された在庫分を消費税率引上げ以後に引き取るとの約束を付して返品すること
- イ 自己の取引先との間で消費税率引上げ以後の単価交渉が難航し、取引先への納入が順調でないとして返品すること

(4) 割引困難な手形の交付（下請法第4条第2項第2号）

下請代金の額について、消費税率引上げ分引き上げることを受け入れるが、その代わりに、割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること

(5) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（下請法第4条第2項第4号）

- ア 販売時期の延期により、消費税率引上げ後の販売となったことに伴い、下請事業者が添付して納品した製品の値札を無償で差し替えさせること
- イ 消費税率引上げ等により、製品の売行きが悪く製品在庫が急増したという理由で、下請事業者が要した費用を支払うことなく、発注した部品の一部の発注を取り消すこと

3 消費税転嫁対策特別措置法と下請法との関係

消費税転嫁対策特別措置法と下請法のいずれにも違反する行為については、消費税転嫁対策特別措置法を優先して適用し、特定事業者が同法第6条に基づく勧告に従った場合、当該勧告の対象となる行為に対して、下請法第7条に基づく勧告を重ねて行うことはない。

消費税転嫁対策特別措置法の対象とはならない一方で下請法に違反する
前記2のような行為が行われている場合は、同法に基づき迅速かつ的確に
対処することとする。

第2部 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為関係

第1 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為についての消費税転嫁対策特別措置法上の考え方

1 概要

- (1) 消費税転嫁対策特別措置法第12条の規定により、事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に届け出ることにより、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為を独占禁止法に違反することなく行うことができる（転嫁の方法の決定に係る共同行為の場合は、一定の要件を満たす必要がある。）。

当該共同行為には、消費税法上の課税事業者、簡易課税事業者及び免税事業者のいずれも参加することができる。また、内国事業者又は外国事業者のいずれであるかも問わない。

- (2) 共同行為を行うに当たっては、「消費税の転嫁の方法又は消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則」（平成25年公正取引委員会規則第4号）で定めるところにより、事前に公正取引委員会に対しその共同行為の内容等を届け出る必要がある。

なお、共同行為に参加した事業者間で、共同行為の実効を担保するために必要な合理的範囲内の制裁を課すことを併せて決定することができるが、その場合には、これを共同行為に付随する内容として届け出る必要がある。

- (3) 共同行為が認められる期間については、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間における商品又は役務の供給を対象とするものであって、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間に行う共同行為に限られる。このため、前記の条件のいずれかを満たさない取引に係る共同行為の届出は認められない。
- (4) 共同行為を行うかどうか又はこれに参加するかどうかは個別の事業者及び事業者団体の自主的判断に委ねられており、消費税転嫁対策特別措置法により共同行為の実施や参加を義務付けるものではない。

2 「消費税の転嫁の方法の決定」に係る共同行為

- (1) 「消費税の転嫁の方法の決定」に係る共同行為は、市場における価格形成力が弱い中小事業者に特に配慮して認められたものであるため、当該共同行為を実施できるのは、次の要件を備えた事業者又は事業者団体

に限られる。

(注)「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする事業者の集まりをいい、具体的には、〇〇協会、〇〇協議会、〇〇工業会、〇〇商店会といった業界団体や地域団体が事業者団体に該当する。

ア 共同行為が複数の事業者の間で行われる場合には、参加事業者の3分の2以上が中小事業者(注)であること

(注) 中小事業者の定義(消費税転嫁対策特別措置法第2条第3項)

業 種	従業員規模・資本金規模
製造業等	300人以下又は3億円以下
卸売業	100人以下又は1億円以下
サービス業	100人以下又は5千万円以下
小売業	50人以下又は5千万円以下
(政令による特例)	
①ゴム製品製造業	900人以下又は3億円以下
②ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	300人以下又は3億円以下
③旅館業	200人以下又は5千万円以下

イ 共同行為が事業者団体で行われる場合には、構成事業者の3分の2以上が中小事業者であること。また、事業者団体の連合会で行われる場合には、傘下の事業者団体のそれぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者であること

ウ 事業者と事業者団体が共同して行う場合、事業者団体同士が共同して行う場合には、それぞれが前記ア及びイの要件を満たしていること

(2) 「消費税の転嫁の方法の決定」として行うことができる行為とは、例えば、次のような行為が該当する。

ア 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定

イ 消費税率引上げ後に発売する新製品について、各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定

ウ 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、対象となる商品の値付け単位、取引慣行、上乗せ前の価格からの上昇の度合等を考慮して、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理する旨の決定

(例1) 本体価格98円×8パーセント＝消費税額7.84円→8円

(例2) 本体価格93円×8パーセント＝消費税額7.44円→7円

(3)「消費税の転嫁の方法の決定」として認められない行為としては、例えば、次のような行為が該当する。

ア 「消費税の転嫁の方法の決定」に該当しないもの

(ア) 消費税率引上げ後の税抜価格又は税込価格を統一する旨の決定

(イ) 消費税率引上げ分と異なる額(率)を転嫁する旨の決定

(例1) 全商品を消費税率引上げ前の税込価格から7パーセント引き上げる旨の決定

(例2) 消費税率引上げ前の税込価格から、A商品は7パーセント、B商品は5パーセントを上乗せし、C商品は据え置く旨の決定

(例3) 個別商品ごとの消費税額に関係なく、全商品を一律〇〇円引き上げる旨の決定

(ロ) 消費税の全部又は一部の転嫁をしないことの決定

(ハ) 合理的な範囲(注)を超える不当な端数処理を行う旨の決定

(注) 合理的な範囲については、前記(2)ウ参照

(ニ) 簡易課税方式を選択する(又は選択しない)旨の決定

イ 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を維持し若しくは引き上げることとなるとき

(例) 消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せする旨の共同行為を通じて消費税率引上げ分を上乗せした後の対価を不当に維持したり、消費税率引上げ分以上に対価を不当に引き上げたりすること

ウ 事業者が不公正な取引方法を用いるとき又は事業者団体が構成事業

者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき

(例 1) 事業者団体が、共同行為に参加しない構成事業者に対して、それを理由に制裁を課すことにより当該構成事業者の事業活動を困難にさせること

(例 2) 共同行為に参加した事業者間で、当該共同行為に違反した事業者に対して、必要な合理的範囲を超えた制裁（事業者団体からの除名、除名と同様の効果を有する高額な過怠金等）を課すことにより、当該事業者の事業活動を困難にさせること

(例 3) 共同行為の参加事業者が、共同して、取引先に対して共同行為に参加していない事業者との取引を拒絶するように仕向けること

- (4) 今回の共同行為の対象は「事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務」について、すなわち、販売についてのものであり、購入についての共同行為は対象とはならない。

3 「消費税についての表示の方法の決定」に係る共同行為

- (1) 「消費税についての表示の方法の決定」に係る共同行為は、全ての事業者や事業者団体に認められる。

- (2) 「消費税についての表示の方法の決定」として行うことができる行為とは、例えば、次のような行為が該当する。

ア 消費税率引上げ後の価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定

- (ア) 税込価格を表示する場合

(例 1) 「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示すること

(例 2) 「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示すること

- (イ) 税込価格を表示しない場合（消費税転嫁対策特別措置法第 10 条第 1 項の要件を満たす場合に限る。）

(例 1) 個々の値札に、税抜価格を表示した上、「+税」と表示する旨の決定

(例 2) 個々の値札は税抜価格を表示した上、商品棚等の消費者に見やすい場所に、「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定

(例 3) 個々の値札は税率引上げ前のままとし、商品棚などの消

費者に見やすい場所に、「消費税は新税率で計算した額を別途
いただきます」などに表示する旨の決定

イ 見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税額を別枠表示する
など消費税についての表示方法に関する様式を作成し、統一的に使用する
旨の決定

ウ 価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定

(注) 特定事業者たる取引の相手方が税抜価格での価格交渉を拒否する
場合、転嫁拒否等の行為として違法となる（消費税転嫁対策特別措
置法第3条第3号）。

(3) 「消費税についての表示の方法の決定」として認められない行為とし
ては、例えば、次のような行為が該当する。

ア 「消費税についての表示の方法の決定」に該当しないもの

形式上、表示の方法を決定するものであっても、共同行為の内容に
転嫁の方法の取決めが含まれている場合には、「消費税の転嫁の方法の
決定」についての届出が必要となる。

(例) 消費税率引上げ分を消費税率引上げ前の対価に上乘せした結果、
計算上生じる端数を切り上げにより処理して税込価格を表示する
旨の決定

イ 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に
対価を維持し又は引き上げることとなるとき

ウ 事業者が不公正な取引方法を用いるとき又は事業者団体が事業者
に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき

第2 消費税率引上げに伴う転嫁及び表示に係る事業者団体等の行為についての独占禁止法上の考え方

1 原則として問題とならない行為

消費税の円滑かつ適正な転嫁に資する次のような行為は、消費税転嫁対策特別措置法に基づく届出によらなくても、原則として独占禁止法上問題とならない。ただし、このような活動を通じて、価格の維持、引上げ等について暗黙の了解又は共通の意思が形成されれば問題となる。

(1) 法令を遵守する旨の宣言

事業者又は事業者団体が、「消費税の円滑かつ適正な転嫁を行う」旨宣言することを決定することは、法令を守るという趣旨にとどまる限り問題とならない。

また、事業者又は事業者団体が、「消費税の転嫁を受け入れる」あるいは「消費税率引上げに際して、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている転嫁拒否等の行為や、独占禁止法で禁止されている不当な買いたたき等は行わないようにする」旨宣言することを決定することは、法令を守るという趣旨にとどまる限り問題とならない。

(2) 消費税の転嫁についての理解を求める要望等

事業者団体が、構成事業者の取引先事業者団体等に対し、消費税の円滑な転嫁の受入れについて一般的な理解を求める要望を行うことや、構成事業者に対して、それぞれの店頭で、「今回消費税率が引き上げられることとなったので、その負担についてお願いします」など消費税の転嫁についての理解を求める掲示を行うよう要請することは問題とならない。

(3) 消費税の表示に関する自主的な基準の設定

事業者又は事業者団体が、消費税に関する表示について単にひな型を示すなど自主的な基準を設定することは、構成事業者等にその遵守を強制しないものである限り問題とならない。

(4) 客観的資料・情報の提供等

事業者団体が、構成事業者に対して、消費税に関する客観的な資料や一般的な情報を提供したり、制度の仕組みを説明したり、関係官庁からの協力依頼の内容の通知を行うことは問題とならない。

(5) 過去の事実に関する情報の収集・提供

事業者団体が、需要者、構成事業者等に対して、消費税導入時又は平

成9年の引上げ時において構成事業者が採用した転嫁又は表示の方法や、消費税率引上げ後に実際に取引された価格に関する概括的な情報を任意に収集して、客観的に統計処理を行い、個々の構成事業者の転嫁状況等を明示することなく、概括的に需要者を含めて提供すること（事業者間に価格についての共通の目安を与えることのないようなものに限る。）は問題とならない。

(6) 中小企業者に対する指導

主として中小企業者を構成員とする事業者団体が、構成事業者に対して、消費税率引上げに伴って生じる原価計算の方法等企業経営上の諸問題について、合同で又は求めに応じて個別に指導することは問題とならない。

(7) 取引先等への一般的な業界の実情の説明等

事業者団体が、構成事業者の取引先等に対して、消費税の転嫁についての一般的な業界の実情を説明し、理解を要請することは問題とならない。

(8) 消費税率引上げの客観的な影響に関する広報

事業者団体が、構成事業者に対して、消費税率引上げが業界に及ぼす客観的な影響についての広報を行うことは問題とならない。

2 独占禁止法上問題となる行為

独占禁止法上問題となる事業者団体等の行為については、第2部第1に記載のとおりである。また、前記のような行為等が手段・方法となって、便乗値上げカルテル等の競争制限的行為が行われた場合には、独占禁止法に基づき厳正に対処する。

消費税転嫁対策特別措置法が施行されました

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法が、平成25年10月1日付けで施行されました(同法は、平成29年3月31日まで適用されます。)。政府としては、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行っていきます。

I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

転嫁拒否等をする側(規制対象)(買手)	転嫁拒否等をされる側(売手)
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
右欄の事業者等と継続的に取引を行っている法人事業者	○ 資本金3億円以下の事業者 ○ 個人事業者等

禁止される行為	具体例
① 減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
② 買ったとき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③ 商品購入、役務利用又は利益提供の要請	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④ 本体価格での交渉の拒否	本体価格(消費税抜価格)で交渉したいという申出を拒否すること
⑤ 報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

I に関する問い合わせ先: 公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

II 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため、消費者庁、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表します。

II に関する問い合わせ先: 消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

Ⅲ 価格の表示に関する特別措置

- (1) 平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていけば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

※ 消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

(例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する

〇〇円 (税抜)

〇〇円 (税抜価格)

〇〇円 (本体価格)

〇〇円+税

(例2) 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う

- (2) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しないこととされました。

Ⅲ(1)に関する問い合わせ先:財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

Ⅲ(2)に関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

Ⅳ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります(公正取引委員会に対して事前に届け出ることが必要です。届出書の様式など、具体的な届出の方法については公正取引委員会HPを御覧ください。)

(1) 転嫁カルテル(消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税額分を上乗せすること

(例2) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※ 税込価格や税抜価格(本体価格)を決めることは、適用除外の対象にはなりません(独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。)

※ 転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

【中小事業者の範囲】	資本金等の額 (会社)	又は	常時使用する従業員数 (会社又は個人)
製造業、建設業、運輸業	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
サービス業	5千万円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下		業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

(2) 表示カルテル(消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

(例2) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

Ⅳに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

消費税の

円滑かつ

適正な

転嫁のために

内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省



1

消費税率引き上げの趣旨・消費税の性格

POINT ① 消費税率引き上げの趣旨

今般の消費税率の引き上げは、幅広く国民各層に社会保障の安定財源の確保のための負担を求めることにより、社会保障の充実・安定化と財政健全化の同時達成を目指すものです。

消費税率の段階的引き上げ

消費税率は段階的に引き上げることにより、経済活動に与える影響を抑えます。

なぜ消費税？



- ✓ 税収が安定しています。
- ✓ 負担が世代間で公平です。
- ✓ 経済活動に中立的です。
- ✓ 高い財源調達力があります。

平成9年4月より 平成26年4月より 平成27年10月より



※ この消費税率の引き上げについては、税制基本法案附則第18条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うこととされています。

社会保障の安定財源の確保

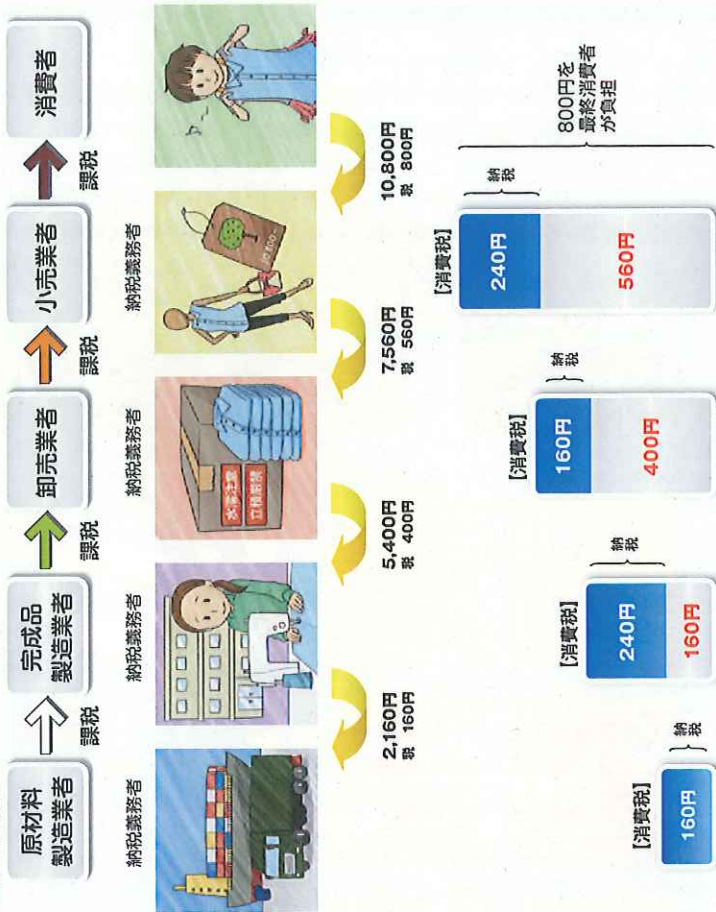


POINT ② 消費税の性格・仕組み

消費税は、消費一般に対して広く公平に負担を求める税金です。そのため、原則として全ての財貨・サービスの国内における販売、提供などを課税対象とし、事業者を納税義務者として、その売上げに対して課税を行うとともに、税の累積を排除するために、事業者は売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除（仕入税額控除）し、その差引税額を納付することとされています。事業者には課される消費税相当額は、コストとして販売価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担することが予定されています。

消費税の転嫁の仕組み

※ 税率8%で計算



1 に対する問い合わせ先 財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代案)

2 転嫁拒否等の行為の是正

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに当たって、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています（平成25年10月1日から平成29年3月31日までの措置）。

今般の消費税率引上げに当たり、中小事業者を中心に、消費税の価格への転嫁について懸念が示されていることから、これらの中小事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、政府一丸となって監視・取締りを行っていくこととしています。

▶ 消費税の転嫁拒否等の行為として規制対象となる行為

平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務（サービス）の供給に関して、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合が対象となります。

特定事業者と特定供給事業者との適用関係

特定事業者（買手）

大規模小売事業者（※）

特定供給事業者（売り手）

大規模小売事業者に継続して商品又は役務（サービス）を供給する事業者

右の①から③の事業者から継続して商品又は役務（サービス）の供給を受ける法人である事業者（大規模小売事業者を除く。）

左の特定事業者に継続して商品又は役務（サービス）を供給する①から③の事業者
① 個人事業者
② 人格のない社団等
③ 資本金等の額が3億円以下である事業者

（※）大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業者であって前事業年度における売上高が100億円以上である事業者や一定の面積の店舗を有する事業者をいいます。

消費税の転嫁拒否等の行為は禁止されています

▶ 消費税の転嫁拒否等の行為とは…

消費税の転嫁拒否等の行為として、消費税転嫁対策特別措置法で禁止している行為は、次の類型です。

- ① 減額、② 買いたたき、③ 商品購入、役務（サービス）利用、利益提供の要請、④ 本体価格での交渉の拒否、⑤ 報復行為

POINT 1 減額

特定事業者は、合理的な理由なく、既に取り決められた対価から、事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

（具体例）

- ▶ 対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合
- ▶ 本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約しているにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- ▶ リベートを増額する又は新たに提供するように要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

【以下のような場合には、減額とはなりません】

（具体例）

- ▶ 商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合



POINT 2 買ったたき

特定事業者は、合理的な理由なく、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

（具体例）

- ▶ 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶ 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶ 商品の量を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量が減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

【注】「通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めること」とは、具体的には、特定事業者と特定供給事業者との間で取引している商品又は役務（サービス）の消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低く定めることです。

【以下のような場合には、買ったたきとはなりません】

（具体例）

- ▶ 大量発注、共同配送、共同購入などにより、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、コスト削減効果を対価に反映させる場合



POINT ③ 商品購入、役務利用、利益提供の要請

特定事業者は、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、特定事業者の指定する商品を購入させたり、役務（サービス）を利用させたり、また、経済上の利益を提供させる行為を行ってはいけません。

〈具体例〉

- ▶ 消費税引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、
 - 取引先にデザイナーのチャケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
 - 本体価格の引下げに代わって取引先に対し、毎年定期的に一定金額購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
 - 消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合
 - 通常必要となる費用を負担することなく、取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
 - 取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に必要な費用の全部又は一部の負担を要請する場合



POINT ④ 本体価格での交渉の拒否

特定事業者は、価格交渉を行う際、特定供給事業者から本体価格^(※)での交渉の申出を受けなかった場合には、その申出を拒否してはいけません。

(※) 消費税を含まない価格

〈具体例〉

- ▶ 本体価格での交渉を申し出した際に、それを拒否する場合
- ▶ 特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したところ、税込価格での見積書等を再提出させる場合
- ▶ 税込価格しか記載できない見積書等の様式を定め、その使用を余儀なくさせる場合



POINT ⑤ 報復行為

特定事業者は、消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止したり、不利益な取扱いを行ってはいけません。

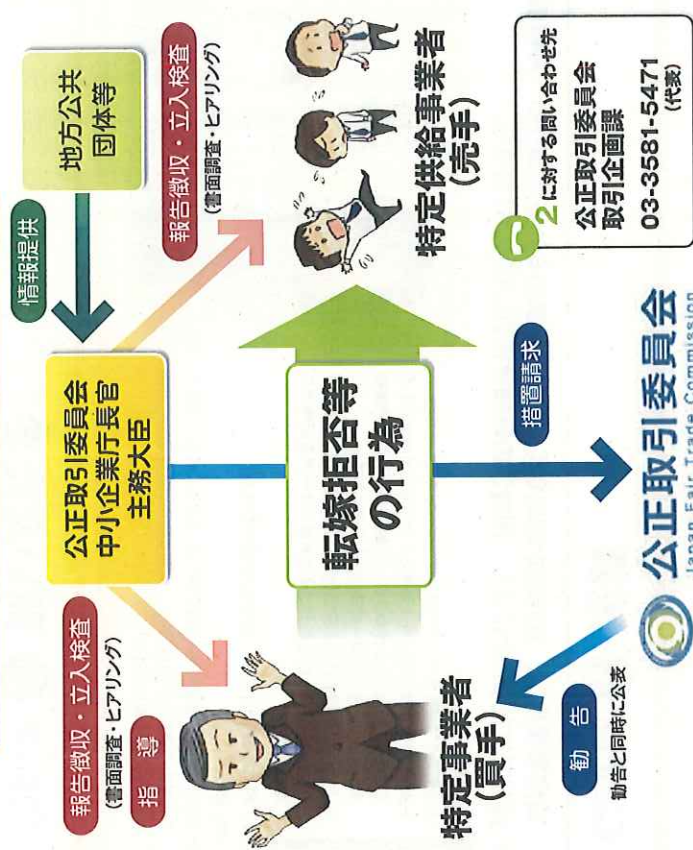
消費税の転嫁拒否等の行為に対しては、政府一丸となって監視・取締りを行っていきます。

- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者などに対して、報告を求めたり、立入検査を行います。
- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために、必要な指導を行います。
- 事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会に対して、適当な措置をとるよう求める措置請求を行います。
- なお、違反行為が多数の特定供給事業者に対して行われている場合や繰り返し行われている場合には必ず措置請求を行います。
- 公正取引委員会は、違反行為があると認めるときは、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他の必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表します。

(注) 建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指導、公正取引委員会に対する措置請求を行います。

(注) 消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合でも、独占禁止法違反行為や下請法違反行為については、公正取引委員会において、厳正に対処します。

消費税の転嫁拒否等の行為に対するスキーム



3 転嫁を阻害する表示の是正

消費税転嫁対策特別措置法では、あたかも消費者が消費税を負担していない又は軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買いたたきや、競合する小売業者の消費税の転嫁を阻害することにつながらないようにするため、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しています(平成25年10月1日から平成29年3月31日までの措置)。

▶ 禁止される表示

事業者は、平成26年4月1日以後における自己の供給する商品等の取引について、以下①～③の表示をしてはいけません。

① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

消費税は最終的に消費者が負担するものですので、以下のようなあたかも消費者が消費税を負担していないかのよう誤認させてしまうおそれのある表示は禁止されます。



- ▶ 「消費税は転嫁しません。」
- ▶ 「消費税は一部の商品にしか転嫁していません。」
- ▶ 「消費税を転嫁していないので、価格が安くなっています。」
- ▶ 「消費税はいただきません。」
- ▶ 「消費税は当店が負担しています。」
- ▶ 「消費税はおまけします。」
- ▶ 「消費税はサービス。」
- ▶ 「消費税還元」、「消費税還元セール」
- ▶ 「当店は消費税増税分を繰り越しています。」

② 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの



以下のような消費税分を値引きする旨の表示は、消費者が実質的に消費税を負担していないかのよう誤認させてしまうおそれがあることから禁止されます。

- ▶ 「消費税率上昇分値引きします。」
- ▶ 「消費税8%分還元セール」
- ▶ 「増税分は軽減させていただきます。」
- ▶ 「消費税率の引上げ分をレジにて値引きします。」

③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの



以下のような消費税分の物品、金銭、映画のチケット、ポイントサービスにおけるポイントなどの「経済上の利益」を消費税に関連して提供することから禁止されます。

- ▶ 「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを提供します。」
- ▶ 「消費税相当分の商品券を提供します。」
- ▶ 「消費税相当分のお好きな商品1つを提供します。」
- ▶ 「消費税率の引上げ分を後でキャッシュバックします。」

禁止されない表示

次の①～③のような表示は、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかでない場合でなければ、いずれも、消費税分を値引きする等の表示には該当しませんので、本法律で禁止されることにはなりません。

- ① 消費税との関連がはつきりしない
- ② たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけ
- ③ たまたま消費税率と一致するだけ



消費税の転嫁を阻害する表示に対しては、政府一丸となって監視・取締りを行っていきます。

- 消費者庁長官、公正取引委員会、事業者を所管する大臣等、中小企業庁長官は、事業者に対して、報告を求めたり、立入検査を行います。
- 消費者庁長官、公正取引委員会、事業者を所管する大臣等、中小企業庁長官は、事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために、必要な指導を行います。
- 公正取引委員会、事業者を所管する大臣等、中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、消費者庁長官に対して、適当な措置をとるよう求める措置請求を行います。
- 消費者庁長官は、違反行為があると認めるときは、速やかにその行為を取りやめやめることその他の必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表します。

(注) 建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指導、消費者庁に対する措置請求を行います。

③ に対する問い合わせ先 消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

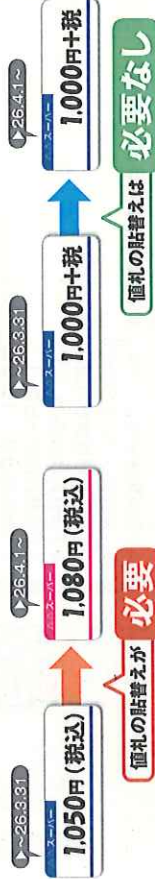
4 総額表示義務の特例

消費税軽減対策特別措置法では、二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼替え等の事務負担に配慮する観点から、総額表示義務の特例として、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています。

※消費者の利便性に配慮する観点から、平成29年3月31日までの間であっても本特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないと規定されています。

特例を適用した場合の事務負担の軽減

▶ 特例がない場合(総額表示義務あり)の例 ▶ 特例を適用する場合の例



1 税抜価格のみを表示する場合

1 個々の値札等において税抜価格であることを明示する例



※上記のような表示は、例えば、値札、チラシ、看板、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において行うことが考えられます。

2 店内における掲示等により一括して税抜価格であることを明示する例



個々の値札等においては、「〇〇〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に[右図]のような表示を行うことが考えられます。

2 旧税率に基づく税込価格等で価格表示されている場合

1 新税率の適用後においても一時的に旧税率に基つく税込価格の表示が残る場合の表示例

個々の値札等においては、「〇〇〇〇円」と旧税率に基つく税込価格を表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につき易い場所に、明瞭に[右図]のような表示を行うことが考えられます。



2 新税率の適用前から新税率に基つく税込価格の表示を行う場合の表示例

個々の値札等においては、「〇〇〇〇円」と新税率に基つく税込価格を表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につき易い場所に、明瞭に[右図]のような表示を行うことが考えられます。



4 に対する問い合わせ先 財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

5 総額表示に係る景品表示法の適用除外

消費税軽減対策特別措置法では、税込価格と税抜価格が併記される場合において、税込価格が明瞭に表示されている場合には、価格について一般消費者に誤認を与えることにならないため、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定の適用が除外される旨を確定的に規定しています。

▶ 税込価格が明瞭に表示されているか否かの考え方と具体例

税込価格が明瞭に表示されているか否かについては、表示媒体における表示全体からみて、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤認されることがないよう表示されているか否かにより判断されます。

この判断に当たっては、基本的に、①税込価格表示の文字の大きさ、②文字間余白、行間余白、③背景の色との対照性の各要素が総合的に勘案されることになります。



5 に対する問い合わせ先 消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

6 転嫁カルテル・表示カルテル の独占禁止法適用除外

今般の消費税率の引上げに伴い、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境を整備するため、消費税転嫁対策特別措置法では、事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に事前に届けることにより、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル・表示カルテル）を独占禁止法に違反することなく行うことができるとされています。

POINT 1 転嫁カルテル

転嫁カルテルとは、「消費税の転嫁の方法の決定」についての共同行為です。
転嫁カルテルを行うことができるのは、主に**中小事業者**やその団体です。
転嫁カルテルとして行うことができる行為は、例えば、以下のとおりです。

（具体例）

- ▶ 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額を上乗せする旨の決定
- ▶ 消費税額引上げ分を乗せした結果、計算上生じる端数に、対象となる商品の価格単位、取引慣行、上乗せ前の価格からの上昇の割合等を考慮して、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理する旨の決定
- ① 本体価格98円×8%＝消費税額7.84円 → 8円
- ② 本体価格93円×8%＝消費税額7.44円 → 7円

【以下のような行為は認められません】

- （具体例）
- ▶ 消費税額引上げ後の**転嫁価格（本体価格）**又は**税込価格を統一する旨の決定**
- ▶ 消費税額引上げ分と異なる額（率）を転嫁する旨の決定
- ▶ 合理的な範囲を超える不当な端数処理を行う旨の決定 など

中小事業者とは？



注 1

転嫁の方法の決定に係る共同行為と表示の方法の決定に係る共同行為とは、要件が異なります。
▶ 転嫁の方法の決定に係る共同行為には参加事業者の3分の2以上が**中小事業者**であることが必要です。
（注）表示の方法の決定に係る共同行為は、全ての事業者又は事業者団体に認められています。

注 2

以下の期間の共同行為が認められます
▶ 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間の商品又は役務の供給を対象とした共同行為が独占禁止法の適用除外の対象となります。
（注）届出は平成25年10月1日から可能です。

注 3

共同行為を行う場合、公正取引委員会への**事前の届出**が必要で、共同行為を行うには、公正取引委員会に対し、共同行為の内容等について、事前に届ける必要があります。
▶ 届出書の様式など、具体的な届出の方法については、公正取引委員会ホームページ（<http://www.jftc.go.jp/>）を御覧ください。

POINT 2 表示カルテル

表示カルテルとは、「消費税についての表示の方法の決定」についての共同行為です。表示カルテルは、全ての事業者又は事業者団体が行うことができます。
表示カルテルとして行うことができる行為は、例えば、以下のとおりです。

（具体例）

- ▶ 消費税額引上げ後の価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定
- ア 税込価格を表示する場合
- ① 「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示
- ② 「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示
- イ 税込価格を表示しない場合
- （4）**総額表示義務の特例**（9頁～10頁）を利用する場合
- ① 個々の価格に、税抜価格を表示した上、「+税」と表示する旨の決定
- ② 個々の価格は税抜価格を表示した上、商品欄等の消費者にしやすい場所に、「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定



形式上、表示の方法を決定するものであっても、共同行為の内容に**転嫁カルテルの内容が含まれている場合には、「転嫁カルテル」の届出が必要で**す。

POINT 1

▶ 消費税額引上げ分を消費税額引上げ前の対価に上乗せした結果、**計算上生じる端数を切上げにより処理して**、税込価格を表示する旨の決定

注意 点

共同行為はあくまでも任意のもので、これを行うかどうか、これに参加するかどうかは、個別の事業者又は事業者団体の自主的な判断に委ねられており、この法律によって、共同行為の実施や参加を強制するものではありません。

6 に対する問い合わせ先 公正取引委員会 取引企画課
03-3581-5471（代表）

7 便乗値上げ

便乗値上げは、いけません。 ～消費者の生活に好ましくない影響を与えることが懸念されます。～

便乗値上げとは

今回の消費税率の引上げに当たっては、個々の商品やサービスの価格が、新たな税負担に見合った幅で上昇することが見込まれています。したがって、事業者が、他に合理的な理由がないにもかかわらず、税率の上昇に見合った幅以上の値上げをする場合、それは便乗値上げである可能性があります。

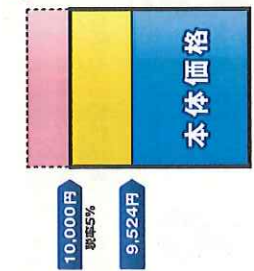
ただし、一般に、個々の商品などの価格は、自由競争の下で市場条件を反映して決定されるものであるため、実際にどのような場合に便乗値上げに該当するのかを判断するには、それが税負担の変化による上昇幅を超えているかという点のほか、商品などの特性、需給の動向やコストの変動など、種々の要因を総合的に勘案する必要があります。

ちなみに、課税される商品やサービスについて、本体価格が全く変わらなければ、消費税率の引上げが行われた後の価格は、総額表示（税込価格）の場合、税抜価格で、それぞれ次のようになると考えられます。

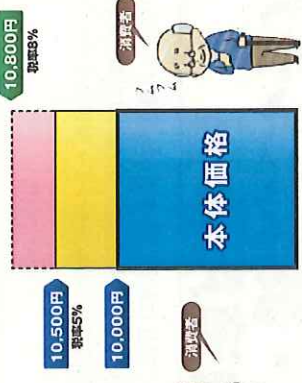
1万円の商品・サービスの値上げについて

（※）本体価格は、消費税率の引上げ後も従前と変わらないものとし、

1 総額表示（税込価格）で
1万円と表示されている場合



2 税抜価格で
1万円と表示されている場合



便乗値上げのように見えて、便乗値上げに当たらないもの1 ～事業全体で適正な転嫁をしている場合～

ある特定の商品やサービスにつき、他に特段の理由がないにもかかわらず、本体価格の3%を超える値上げが行われた場合、その商品やサービスだけを見ると、便乗値上げであるように思われますが、その事業者が、事業全体として税率変更に見合った適正な転嫁をしていれば、便乗値上げには当たりません。

【数値例】

各種の運賃など、取引慣行や利用者の便宜などを考慮して10円単位で税込価格が設定されているものの場合、あるものについては価格をさとする反面、あるものについては3%を超える値上げとすることもあります。

事業全体として適正な転嫁を行っている場合の例

（区分A、Bともに税額表示）		据置き	
区分A (85万人利用)	150円	150円	(引上げ率=0.00%)
区分B (75万人利用)	180円	190円	(引上げ率=5.56%)
事業全体の 売上げ	262.5 (百万円)	270.0 (百万円)	増加率=2.85%

※ 上記の事例は、実際の運賃などとは関係ありません。

理論的には、総額表示（内税）の商品について本体価格が一定である場合、税率が5%から8%に引き上げられることにより、
 $(108-105)/105=2.85\%$
の値上げが予想されます。

したがって、左の事業者の例では、事業全体としての売上げ増が理論値と一致していることから、区分Bについて5.56%の引上げが行われていることをもって便乗値上げであるとは言えません。

便乗値上げのように見えて、便乗値上げに当たらないもの2 ～免税事業者が仕入価格に含まれる税額を転嫁する場合～

免税事業者が消費税率の引上げに際して値上げをする場合、一見便乗値上げではないかと思われるが、免税事業者であっても、その仕入価格には消費税が含まれていることから、これに相当する額を価格に転嫁することは便乗値上げに当たりません。

免税事業者が仕入価格に含まれる税額を転嫁する場合について

1 課税事業者



消費税率の引上げに伴い、課税事業者では、 $a+b$ の値上げが行われることになります。納税義務者として、Aに加え新たにBの納税を行う。bについては仕入価格の上昇として負担。

2 免税事業者



消費税率の引上げに伴い、免税事業者では、仕入価格が高くなった分（=b）の値上げが行われます。aの増税を行う必要がないので、 $a+b$ の値上げは予定されていない。

7 に対する問い合わせ先 消費者庁消費生活情報課 03-3507-8800（代表）

8 消費税価格転嫁等 総合相談センター



消費税価格転嫁等総合相談センターは
内閣府が設置している政府共通の
相談窓口です。

センターでは次のような相談を受け付けます。

- 転嫁に関する問い合わせ ● 広告・宣伝に関する問い合わせ
- 消費税の総額表示に関する問い合わせ ● 便乗値上げに関する問い合わせ
- センターでは、このような相談に関して、法令等の考え方を回答するほか転嫁拒否など消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者の御意向により、センターから担当省庁へ通知します。

御相談は専用ダイヤル又はHP上の専用フォームを御利用下さい。

専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】平日 9:00～17:00 (平成26年3月・4月は土曜日も受付)

※通話料金はお住まいの地域に応じて以下の料金がかかります。なお、実際にかかる金額は音声ガイダンスで御案内しております。

● 固定電話からは 8.5円～80円 / 3分間 ● 携帯電話からは 90円 / 3分間 ● 公衆電話からは 30円～220円 / 3分間

URL

(24時間受付)

<http://www.tenkasoudan.go.jp>



お問い
合わせ先
[一覧]

転嫁拒否等の行為の是正、転嫁カルテル・表示カルテルに関する問い合わせ先

公正取引委員会取引企画課 **03-3581-5471** (代表)

転嫁を阻害する表示の是正に関する問い合わせ先

消費者庁表示対策課 **03-3507-8800** (代表)

消費税の総額表示義務の特例に関する問い合わせ先

財務省主税局税制第二課 **03-3581-4111** (代表)

便乗値上げに関する問い合わせ先

消費者庁消費生活情報課 **03-3507-8800** (代表)

建設産業における消費税の転嫁対策について

国土交通省 土地・建設産業局
建設業課

○ 社会保障・税一体改革関連法により、消費税率が段階的に引き上げられることとなりました。

＜消費税率引上げのスケジュール＞

・ 平成24年8月22日 社会保障・税一体改革関連法 公布

・ 平成26年4月1日 消費税率5% → 8%適用

・ 平成27年10月1日 消費税率8% → 10%適用

※消費税率の引上げに当たっては、税制抜本改革法附則第18条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うこととされています。

工事に係る消費税のポイント

ポイント①どの時点で課税されるのか？ → 契約日ではなく、「引渡し日」時点の税率が適用されます

国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等をした時に成立します。そのため、請負契約の場合は、原則として、

○物の引渡しを要するもの ……目的物の全てを完成し相手方に引き渡した日

○物の引渡しを要しないもの ……約した役務の全ての提供を完了した日

となり、契約日が消費税率の引上げ前であっても、引渡しが適用日以後であれば、引上げ後の消費税率が適用されます。

ポイント②経過措置とは？

消費税率引上げの半年より前に締結した契約は、旧税率が適用されます

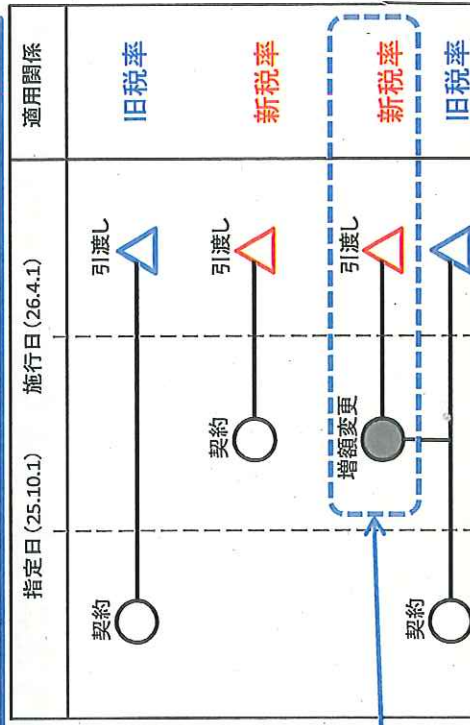
工事の請負の場合、一般的に契約から引渡しまでに時間がかかること等を考慮し、指定日前に締結した工事その他請負に係る契約に基づくものについては、旧税率が適用されます。

○消費税率8%適用に係る指定日 ……平成25年10月1日（←平成26年4月1日の半年前）

○消費税率10%適用に係る指定日 ……平成27年4月1日（←平成27年10月1日の半年前）

＜注意＞増額変更があった場合

経過措置の適用工事であっても、指定日以降に変更契約により増額された対価の部分については、引上げ後の消費税率が適用されます。



※消費税率10%に係る指定日は平成27年4月1日、施行日は平成27年10月1日となる

元下契約に関する経過措置と損益の関係

消費税は原則として、元請契約に係る消費税額から下請発注に係る消費税額を控除した金額が納付税額となる。

→ 消費税が適正に転嫁されていれば、適用税率の違いによって元請業者の損益に影響を与えない。

《現行》元請契約5%、下請契約5%

請負契約額 1,050(うち税50)

下請契約額 840(うち税40)	利益	200
	下請発注額	800
下請受注額	800	税
		40
	利益	200
	下請発注額	800
	税	50

$$\begin{aligned} \text{利益} & 1,050 - 840 - 10 = 200 \\ \text{納付税額} & 50 - 40 = 10 \end{aligned}$$

下請に支払った消費税額と同額の控除

長期大規模工事等における経過措置について

指定日から施行日の前日までの間に締結した長期大規模工事等の請負契約においては、右計算式により計算した金額にかかる部分については旧税率が適用されます。

※経過措置の具体的な内容等につきましては、国税庁HPをご覧ください。

【参考】国税庁HP (<http://www.nta.go.jp/>) に「平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」(平成25年4月)等改正に関する資料が公表されています。

《引上げ後》元請契約5%(経過措置)、下請契約8%

請負契約額 1,050(うち税50)
※指定日前の契約(5%)

下請契約額 864(うち税64)
※指定日以降の契約(8%)

下請受注額	800	税	64
-------	-----	---	----

利益	200
下請発注額	800
税	50

利益は同額

$$\begin{aligned} \text{利益} & 1,050 - 864 - \triangle 14 = 200 \\ \text{納付税額} & 50 - \triangle 64 = \triangle 14 \text{ (還付)} \end{aligned}$$

(注) 地方消費税を含む。

長期大規模工事等
に係る対価の額

×

長期大規模工事等の着手の日から施行日の前日までの間に支出した原材料費、労務費その他の経費の額の合計額

＝

施行日の前日の現況により見積もられる工事原価の額

消費税転嫁のポイント

○ 消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税であり、税額分は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担することになります。



消費税率の引上げに際しては、消費税の仕組みを正しく理解し、発注者の理解を得つつ、消費税を円滑かつ適正に転嫁することが重要

○ 建設業においても、発注者との元請契約、下請契約、資材購入など取引の各段階において課税されます。



下請契約、資材購入等において、自己の取引上の地位の不当利用に当たるとなるような行為を行わず、消費税分を適正に上乗せした契約を締結することが重要

※免税事業者については、消費税分を別途受け取るとは税法上予定されていないが、仕入れに含まれる消費税分を価格に上乗せすることが必要

※ 建設工事標準請負契約約款(公共・民間・下請)では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、請負代金額を「消費税を含めた総額を記載するとともに、内書きで消費税額を別記」することで、取引に係る消費税額を明示することとしています

建設産業への影響について

請負契約という建設工事の特性から、**発注者との関係で弱い立場に置かれる建設産業**では、例えば増税分の値引きを求められやすいなど、**消費税の負担を発注者に転嫁できない状況が生じる懸念があります。**

＜過去の転嫁拒否事例＞

① **設計変更による増額分が生じた際、本来は新税率(5%)が適用される**ところ、発注者の理解を得ることができず、本体契約と同じ旧税率(3%)でしか支払ってもらえず、**税率の差分(2%)を元請企業が負担して納税した。**

② 税率引き上げに伴い、**駆け込み発注が生じ、設計業務に支障が出るほどの繁忙となった。**これにより、概算設計による契約が多くなり、その後の**設計変更も増加し、ケース①のような状況が生じた。**

③ 元請企業が下請企業に対して**消費税の引き上げ分の値引き**を求めた。

④ 発注者と元請企業との契約が**経過措置の適用により旧税率が適用**されることを理由に、元請企業が当該工事の下請先に対して、**新税率が適用される契約に関して引き上げ分の消費税の支払いを拒否した。**

国（主務大臣）

特定事業者を所管
する主務大臣

国土交通大臣

転嫁拒否等の行為
のおそれがある場合



転嫁拒否等の行為に対する検査、
指導等

- (1) 公取委、主務大臣、中企庁長官による報告・検査（法第15条）
- (2) 公取委、主務大臣、中企庁長官による指導・助言（法第4条）
- (3) 主務大臣、中企庁長官による公取委への措置請求（法第5条）
- (4) 公取委による勧告・公表（法第6条）

特定事業者（注文者）

発注者

・大規模小売事業者

発注者

・法人である事業者

建設業者（元請負人）

・法人

建設業者

・法人

特定供給事業者（受注者）

建設業者

・資本金等の要件無し

建設業者

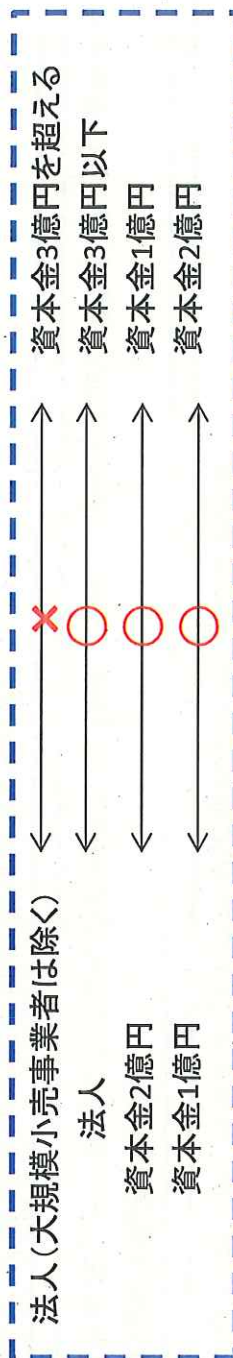
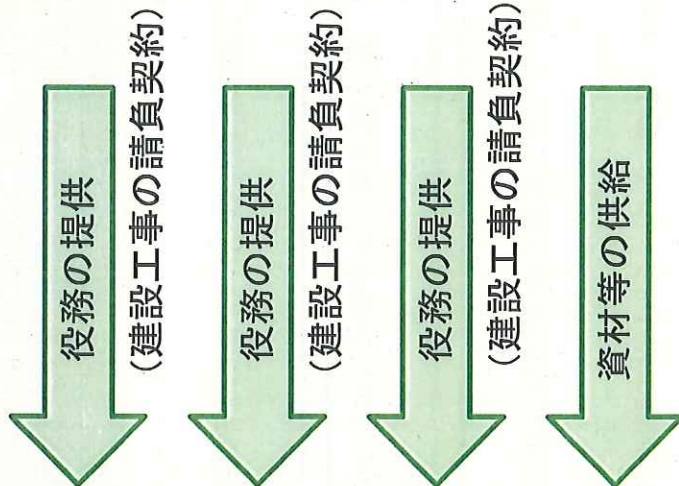
・法人（資本金3億円以下）
・個人事業者等

建設業者（下請負人）

・法人（資本金3億円以下）
・個人事業者等

資材業者等

・法人（資本金3億円以下）
・個人事業者等



消費税転嫁対策特別措置法の法令については公正取引委員会HPで確認できます。

(http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/hourei_tenkataisaku/jobun.html)

特定事業者の遵守事項(法第3条)

- (1) 減額(消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段)
契約済みの請負金額(消費税を含めた金額。以下同じ)から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合等
- (2) 買いたたき(消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段)
請負金額を一律に一定比率で引下げて、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合等
- (3) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請(消費税転嫁対策特別措置法第3条第2号)
【商品の購入、役務の利用要請】
商品の購入、役務の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、請負人にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等
消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを要請する場合等
【利益提供の要請】
消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを要請する場合等、消費税率の転嫁の程度に応じて、請負人ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合等
- (4) 本体価格での交渉拒否(消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号)
請負金額に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の請負人からの申出を明示的に拒む場合等
- (5) 報復行為(消費税転嫁対策特別措置法第3条第4号)
請負人が、「駆け込みホットライン」等に消費税の転嫁拒否の事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱をされた等

※減額とはならない合理的な理由・・・特定供給事業者の責に帰すべき理由により、相当と認められる範囲内で対価を減じる場合など
→ **指定日以後の契約において、「引渡し日」が施行日前から施行日後に変更になるおそれがある場合、あらかじめ消費税率の引上げに伴い発生する消費税の増額相当分の取扱いについて、契約書等で明確に記載しておくことが重要。**

※詳細は公正取引委員会HPで公表されている「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」をご覧ください。

建設業法における遵守事項

消費税率の引上げにあたり、以下の行為を行った場合は、建設業法上の違反となります。

- ・見積条件の提示（建設業法第20条第3項）
本体価格の交渉には応じるが、不明確な工事内容の提示をしたり、適正な見積期間を確保しない場合
- ・書面による契約締結（建設業法第18条、第19条第1項）
請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れることを合意したが、書面による契約を行わなかった場合
- ・やり直し工事（建設業法第18条、第19条第2項）
請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、変更契約をせずに、やり直し工事を行わせ、消費税率引上げ分の全部又は一部に相当する費用負担を強要する行為
- ・工期（建設業法第19条第2項）
請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに工期の短縮や変更を強要する行為
- ・支払保留（建設業法第24条の3、第24条の5）
請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに支払を保留する場合
- ・長期手形（建設業法第24条の5第3項）
請負代金の額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、割引を受けることが困難であると認められる手形を交付する場合



上記行為を行った場合

建設業法における検査、指導等

- ・報告・検査（法第31条）
- ・指導・助言・勧告（法第41条）
- ・公取委への措置請求（法第42条）